

2. (1) 期日指定定期預金規定

1. (預金の預入れ等)

期日指定定期預金（以下「この預金」といいます。）の預入れは1口1円以上1,000万円未満とし、当店のほか当行本支店のいずれの店舗でも預入れができます。通帳式の場合は、必ず通帳を持参してください。

2. (預金の支払時期等)

(1) この預金は満期日以後に利息とともに支払います。

ただし、後記(3)により最長預入期限を満期日としたときは、この預金は満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元利金はあらかじめ指定された預金口座に入金するものとします。

(2) 満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。この預金の一部について満期日を定めるときは、金額を指定してください。

(3) 前(2)による満期日の指定がないときは、最長預入期限を満期日とします。

(4) 前(2)により指定された満期日から1か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

3. (利息)

(1) この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

① 1年以上2年未満の場合・・・通帳（証書）記載の「2年未満」の利率

② 2年以上の場合・・・・・・通帳（証書）記載の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」といいます。）

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を共通規定 8. (1)により満期日前に解約する場合および共通規定 8. (3)の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。この利率が解約日における普通預金利率を下回るときは、解約日の普通預金利率）によって計算し、この預金とともに支払います。

① 6か月未満・・・・・・解約日における普通預金の利率

② 6か月以上1年未満・・・・・・2年以上利率×40%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (通帳（証書）の効力)

最長預入期限に元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金した後は、

(1) 通帳式の場合

通帳記載の当該預金は無効となります。

(2) 証書式の場合

証書は無効となりますので直ちに当店に返却してください。

以 上